

第3節 成果目標の設定

国の基本指針を受け、県の調整のもと、令和5年度(2023年度)までの目標数値等を設定しました。目標の達成が図られるよう、県ほか関係機関等との密接な連携のもと障害児通所支援等の充実を図ります。

国の基本指針により、計画推進に当たり成果目標を設定し、少なくとも1年に1回は成果目標等に関する実態を把握し、分析・評価（中間評価）を行い、必要があると認めるときは計画の変更等の措置を講じることとします。

また、中間評価の際には、協議会等の意見を聴いた上で、その結果について公表することとします。

1 障害児支援の提供体制の整備等

①児童発達支援センターの設置

国の基本指針では、令和5年度(2023年度)末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とされました。

本市では、平成29年(2017年)4月に「防府市なかよし園」が児童発達支援センターに移行しています。

②保育所等訪問支援の実施

国の基本指針では、令和5年度(2023年度)末までに各市町村に保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とされました。

本市では、平成29年(2017年)4月に児童発達支援センターに移行した「防府市なかよし園」による保育所等訪問支援を実施しています。

③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を圏域内に確保

国の基本指針では、令和5年度(2023年度)末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または、圏域に確保することを基本とされました。

本市では、令和5年(2023年)10月現在、主に重症心身障害児を通わせる指定事業所はありませんが、山口・防府圏域においては確保されています。

④医療的ケア児支援のための協議の場の設置

国の基本指針では、令和5年度(2023年度)末までに各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等による医療的ケア児支援のための協議の場を設けることを基本とされました。

本市では、令和元年度(2019年度)に防府市地域総合支援協議会を協議の場として活用することとしました。

⑤医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

国の基本指針では、令和5年度(2023年度)末までに医療的ケア児支援のため、各市町において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とされました。

本市では、令和2年度(2020年度)に相談支援事業所に医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置しました。令和5年度(2023年度)末までに5人を配置します。